

長野市消費者被害防止見守りネットワーク情報

ご注意！意図せぬ リボ払い！利用明細は必ず確認

＜事例1＞解約したクレジットカードの請求がくるので、カード会社に問い合わせると「リボ払い」になっており、支払う必要があると言われた。

＜事例2＞クレジットカードの請求が利用金額より少ないと思っていたが、確認すると、申し込み時から「リボ払い」になっていた。

※リボ払いとは、利用金額や利用件数にかかわらず、設定した一定額を毎月支払うクレジットカードの支払い方法です。

- ・リボ払いは月々の支払いを一定に抑えられる一方、支払いが長期化して、手数料がかさむなどの点に注意が必要です！
- ・利用明細は必ず確認してください。手数料の記載がある、利用額に比べ請求額が少ないなどの場合は、リボ払いが考えられます。カード会社に確認しましょう！

※困ったときは、消費生活センターに相談しましょう

- ◆ 近所の高齢者の方に「声かけ」「見守り」を日頃から行い、消費者被害の未然防止と、被害に気づいていない人には、気づかせる機会を設けてください。

「自分は、大丈夫」と思っているあなた、・・・騙されやすいタイプです。

～ 不安を感じたら迷わず電話 ～

- ◆ 長野市消費生活センター 224-5777
(消費者ホットライン 188)

【発行元】

長野市地域・市民生活部 市民窓口課
消費生活センター
〒380-0835
長野市大字南長野新田町 1485-1
長野市もんぜんぷら座 4階
電話 026-224-5777
FAX 026-223-1818